

令和 2 年 9 月

農 業 委 員 会  
総 会 議 事 録

令和 2 年 9 月 8 日  
武雄市農業委員会

令和2年9月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和2年9月8日（火） ※台風10号の影響により1日繰り下げ  
（開会）14時00分 （閉会）14時55分

2. 場 所 西川登公民館大会議室

3. 農業委員出席状況 出席者19人 欠席者0人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	中尾 和則	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	末藤 良郎	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	中島 薫	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	川内 正美	○	
7	中村 一明	○		17	山口 武美	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	松尾 隆雄	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者  
なし

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第4号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請 及び農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第5号	武雄市農用地利用集積事業計画（案）について	
議案第6号	武雄市非農地証明願いについて	3件
報告第1号	農地等形状変更届出について	1件

6. 議事内容 以降記載

---

## 《開会》

---

事務局長 皆様こんにち 皆様こんにちは。ご案内の時間となり、令和2年9月の武雄市農業委員会「総会」の準備が整いました。

本日は、農業委員全員に出席いただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることを報告いたします。それでは会長、議事進行をお願いします。

---

## 《議事録署名人指名・報告事項》

---

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)

ただいまから、令和2年9月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。今日は、議案第1号から議案第6号までの審議をお願いいたします。

本日の議事録署名人に、8番田代委員、13番稲富委員を指名いたします。それでは、議案審議に入る前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 8月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はございませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

---

## 《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

---

会 長 では、議案第1号を議題といたします。農地法第3条の規定による許可申請が5件提出されておりますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号について説明します。

申請番号1番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田6筆、計5372㎡。譲渡人は「農業後継者がいないため」譲受人は「経営規模拡大のため」ということで申請が提出されています。農地の価格は10アール当たり〇〇円です。

申請番号2番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の田1筆、594㎡。譲渡人は「市外在住のため管理できない。」譲受人は「現在管理をおこなっている。」ということで申請が提出されています。農地の価格は発生しておりません。

申請番号3番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の畑3筆。計1638㎡。譲渡人「県外在住で管理できない。」譲受人「現在管理をおこなっている。」ということで申請が提出されています。農地の価格は発生しておりません。

申請番号4番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の畑1筆。380㎡。以前、土地の取引をしていたが、正式に農地法の手続きをしていなかった。ということで申請が提出されています。農地の価格は新たには発生しておりません。

申請番号5番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の田2筆。計54.99㎡。こちらも以前土地の取引をしていたが、正式に農地法の手続きをしていなかった。ということで申請が提出されています。こちらも農地の価格は新たに発生しておりません。

以上、申請番号1番から5番について、3つの判断基準全てを満たしていると判断しております。事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**会 長**           事務局の説明が終わりました。この5件について地元委員から補足説明があるようでしたら、それを受けてから審議に入ります。何かございませんか。

**16番委員**       今回、5番の土地の図面を見ていたがちょっと見にくかった。山内のあそこらへんの土地で地図とかはなかとですか。バイパスとか道路となっているが、昔の図面みたいで、どこがどこというのが、はっきりわからなかった。ピンてこんやった。

**会 長**           ピンとこんやったて。

**事務局**           字図はありますけどバイパスに出たところですよ。おそらく、里道から道を拡幅した時に入り込んでしまったようなところじゃないかなと思います。

**16番委員**       いまバイパスが通ってますよね。それもこれにはないですよ。バイパス自体がないですよ。

**事務局**           これには、バイパスが一部入ってますけど。

**16番委員**       昔の〇〇〇から来て県道の方に通ってますよね。その道自体もないですよ。新しい図面に切り替えていかんとわからんですよ。これは、このごろ取った図面ということですか。では、誰が新しい図面にするとですか。

**事務局**           ここに道と書いてあるところにもともと道があるのですが、これを広げてあるところに入ったところと聞いているのですけど。この図面は、令和2年8月3日に法務局でとられているので

**16番委員**       いま時点、いまの道路とぜんぜん違うですよ。

**事務局**           それは全部合筆しない限りは、一つの道とはならないと思います。

- 16番委員 そいぎ誰がすつと。いまの図面にとってかわるように、わかるごと。
- 会 長 それは法務局に言わんぎ、誰がすつとて法務局やろうだい。
- 16番委員 道路を拡張するとき拡張する人がするんじやなかとですか。拡張工事を  
する人がするっちゃなかとですか。
- 事務局 そしたら県道だったら県がするかと言えば、それはしていないと思います。  
市も合筆まではしていない。市道も売ってもらって、こうちょこちょこ7  
となった分は、地目も変えてないし、そのままなるとですけど。
- 16番委員 現場では道路がどこにあるのかわからない。
- 事務局 16番委員が言われるように、その都度合筆して道みたいになっていけば  
いいのしょうけど、それを誰がしていくのかと言えばちょっと。
- 16番委員 山内のバイパスも田んぼばかりになっているけど、誰もせんとですか。
- 事務局 国道事務所に聞いてみましようか。(はい)  
では、国道事務所に字図を現状のようにできるのか聞いてみます。
- 会 長 これは解決できないと思うので、聞いてみてから。それと近くの推進委員  
さんにも聞いてみてください。ここで何回論議しても結論はできませんので。  
他にございませんか。
- 7番委員 1番の案件ですが、去年これが出たと思いますが、それとほぼ同じです。  
梅野農場の吉永くんが、朝日I&R関係で取得するもので、去年の井手くん  
といっしょ。農地として使うということで、私たちは何も言われんとですよ。
- 会 長 それは何も言われんですもんね。他にございませんか。相原さんどうぞ。
- 18番委員 それは生産組合には話が済んどーとや？
- 7番委員 それは推進委員の荒川さんが生産組合長やけん、先に話の言ってから持つ  
てきちゃーとですよ。
- 18番委員 パイプラインの入っとうろうが？
- 7番委員 それは私たちのルールにのっとして米麦大豆を作ってもらおうことになって  
います。

会 長 他になにかございませんか

(質疑なし)

会 長 それでは、特に意見も無いようですので、議案第1号の質疑をとどめます。議案第1号、農地法第3条の規定による5件の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第1号、農地法第3条の規定による5件の許可申請については、許可することに決しました。

#### ————— 《議案第2号 農地法第4条 許可申請》 —————

会 長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が1件提出されております。この1件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号について説明いたします。

申請番号1番。土地は〇〇にある田1筆・畑1筆の面積が合計358.35㎡。借入地が増えたことに伴い育苗も増量することになった。管理しやすい自宅の隣接地に苗床を整備したい。また、作付け後は農業用の資材置き場として利用したい。ということで申請が提出されています。工事完了時期は令和3年4月30日です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地。許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合」は許可し得る。と判断しております。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。この1件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、議案第2号について質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に質疑も無いようですので、議案第2号の質疑をとどめます。  
議案第2号農地法第4条の規定による1件の許可申請については「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第2号 農地法第4条の規定による1件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

### ————— 《議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請》 —————

会 長 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が3件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号についてご説明いたします。  
申請番号1番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田1筆、1000㎡。「現在アパート住まいのため、一般住宅を建設したい。また父の経営する保険代理店の代車等の駐車場が不足しているため、貸駐車場も整備したい」という事で、申請書が提出されています。工事完成時期は令和3年3月31日です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種地。許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合」は許可し得ると判断しております。

申請番号2番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田1筆、計440㎡。「申請地は近くに商業施設もあり、住環境がよいため住宅地として販売したい」ということで、宅地分譲2区画を計画され申請されています。工事完了時期は令和3年3月31日です。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域内にある農地」ですので第3種農地。で許可し得ると判断しております。

申請番号3番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田2筆計497㎡。「将来のことを考え両親と同居を検討したが、現在の両親の住居は土砂災害特別警戒区域に指定されているため、地域外でもあり両親の住居地にも近い申請地に一般住宅を建設したい。」という事で申請が提出されています。工事完了時期は令和3年3月31日です。農地区分は「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」で第1種農地。許可基準の該当事項は「日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として許可し得る。と判断しております。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

**会 長** 議案の説明が終わりました。議案第3号について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

**会 長** 無いようですので、質疑を開始します。

(質疑なし)

**会 長** それでは、質疑も無いようですので、議案第3号の質疑をとどめます。  
議案第3号 農地法第5条の規定による3件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

**会 長** 異議なしと認めます。  
よって、議案第3号 農地法第5条の規定による3件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

————— **《議案第4号 農地転用許可後の事業計画編入変更承認申請  
及び農地法第5条の規定による許可申請について》** —————

**会 長** 次に、議案第4号を議題とします。  
議案第4号「農地転用許可後の事業計画変更承認申請及び農地法第5条の規定による許可申請」が2件提出されています。この議案について、事務局の説明をお願いします。

**事務局** 申請番号1番。農地転用許可後の事業計画変更承認申請です。土地は〇〇町の田2筆。計2024㎡。こちらの土地について、令和2年6月22日付けで〇〇株式会社が許可を受けられておりましたが、「当初は建築物はなしで資材置場及び駐車場として利用する計画であったが、別の資材置場において、雨や日光によりパネル材の変形が散見されたため、耐久性を考え屋根付きの建築物設置へ変更したい。」ということで、申請書が提出されています。

こちらは事業主は変わらず、事業内容が建築物なしから建築物ありへの変更のため、事業計画変更承認申請のみが提出されています。工事完了時期は令和3年3月31日です。こちらは先程申しました通り事業主が変わっていないため5条申請が提出されていない関係上農地区分及び該当事項は記載をしておりますが、当初申請時は農地区分は「農業公共投資の対象となって



いない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地。許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合」で許可が下りています。

申請番号2番。農地法転用許可後の事業計画変更申請及び農地法第5条許可申請です。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田1筆。計327㎡。こちらの土地について、昭和55年8月29日付けで、譲渡人である〇〇氏が転用目的「一般住宅」で許可を受けられていましたが「一般住宅で許可を受けた後、東京へ転居したため住宅建築を断念せざるを得なくなった」ということで、新たに譲受人となる橋口氏が「現在はアパート住まいであるため、実家近くに一般住宅を建設したい」ということで申請が提出されています。こちらは事業者が〇〇氏から〇〇氏へ変更されているため、事業計画変更承認申請書と5条申請書が提出されています。工事完了時期は令和3年3月31日です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地。許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合」は許可し得ると判断しています。

補足としまして、〇〇氏の一般住宅の許可が昭和55年であるため、当初の図面がありませんが、許可には差支えないということをご確認済みです。事務局からの説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

#### ————— 《議案第5号 農用地利用集積事業計画（案）》 —————

**会 長** 次に議案第5号を議題といたします。「農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見について」、事務局の説明をお願いします。

**事務局** 議案第4号「農業地利用集積事業計画（案）」についてご説明します。1ページをご覧ください。「令和2年度第6号利用権設定計画（案）」を記載しています。2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町、田、新規1件、4筆、2,394㎡。

橘町はございません。

朝日町、田、再設定1件、1筆、3,002㎡。

若木町、田、再設定、1件、2筆、1,537㎡。

武内町、東川登町、西川登町、山内町、北方町はございません。

3ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、所有権移転については7ページ、利用権の設定解除については8ページに記載をしておりますのでご確認ください。

以上、農業経営地盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**会 長** 議案の説明が終わりました。議案第5号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

**会 長**            それでは、他に意見も無いようですので、議案第5号の質疑をとどめます。  
議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認  
することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

**会 長**            異議なしと認めます。  
よって議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案  
どおり承認することに決しました。

---

**《議案第6号 武雄市非農地証明願申請について》**

---

**会 長**            次に議案第6号を議題といたします。「武雄市非農地証明願申請について」  
事務局の説明をお願いします。

**事務局**            議案第6号について説明します。

申請番号1番。土地は〇〇町の田1筆。面積が286㎡。「亡父が昭和60年頃から事務所及び駐車場として貸していた。」というもので、非農地証明事務処理要領の該当事項は5号の「人為的に転用された土地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うこともやむを得ないと認めた場合に該当すると判断しています。

申請番号2番。土地は〇〇町の畑1筆、184㎡です。「平成14年頃より耕作をしておらず、雑木が自生し荒廃している」というもので、非農地事務処理要領の該当事項は4号の「自然的荒廃土地であって、かつ耕作できなくなってから10年以上経過し、容易に農地への困難であり、農地として利用される可能性のない土地」に該当すると判断しています。

申請番号3番。土地は〇〇の畑3筆。計4697㎡です。「亡母が平成6年に県外に転出し、管理できずに荒廃してしまった。」というもので、非農地事務処理要領の該当事項は4号の「自然的荒廃土地であって、かつ耕作できなくなってから10年以上経過し、容易に農地への困難であり、農地として利用される可能性のない土地」に該当すると判断しています。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議の程よろしくをお願いします。

**会 長**            議案の説明が終わりました。議案第6号について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

（地元委員補足説明なし）

**会 長**            無いようですので、質疑を開始します。

(質疑なし)

会 長        それでは、他に意見も無いようですので質疑をとどめます。  
議案第6号、3件の武雄市非農地証明について、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長        異議なしと認めます。  
よって、議案第6号、武雄市非農地証明3件については原案どおり証明することに決しました。

---

**《報告第1号 農地等形状変更届出について》**

---

会 長        以上で、審議事項は終了しましたので、次に報告事項に移ります。  
報告事項第1号について、事務局から説明をお願いします。

事務局        失礼します。それでは、報告第1号についてご説明いたします。  
番号1番。土地は〇〇町の田3筆。計951㎡です。「水はけが悪く、大雨時は隣接する河川から越水してくるため、嵩上げて利用したい。」ということで届出がっております。変更時期は、令和2年8月26日から令和3年9月30日です。かさ上げの高さは1mから1.1mで土量は1,030㎥です。変更後は大豆を作られる計画です。

以上ご報告いたします。

会 長        はい、この件につきまして、地元委員さんから補足説明があれば、お願いします。

(なし)

会 長        特にないようですので、皆様方からのご意見、ご質疑あれば出してもらいたいと思いますが、何かございませんか？

(なし)

会 長        ないようですので、これについては報告事項でございますので、この程度にとどめさせていただきたいと思います。

---

**《閉会》**

---

会 長        それでは、以上をもちまして令和2年9月の農業委員会総会を終わります。